◇議員定数・任期および報酬額

・議員定数　１３人

議員の定数は地方自治法の規定により「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める」とされており、定数は１３人です。

・任期　４年

令和８年４月２５日から令和１２年４月２４日までです。

・報酬額

《報酬月額》

役　職	月　　額
議長	２９５，０００円
副議長	２４０，０００円
委員長	２２８，０００円
議員	２２０，０００円

《議員期末手当》

支給月	支　　給　　額
６月	報酬月額×１．１５×（１８２.5/１００）
１２月	報酬月額×１．１５×（１８２.5/１００）